## 会議録

# 令和3年第4回更別村議会定例会

# 第1日 (令和3年12月9日)

#### ◎議事日程(第1日)

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 承認第 2号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認を求める件
- 第 8 議案第87号 更別村特別職の職員で非常勤のものに関する条例の一部を改正す る条例制定の件
- 第 9 議案第88号 更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を 改正する条例制定の件
- 第10 議案第89号 更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 議案第90号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第12 議案第91号 更別村歯科診療所の指定管理者指定の件
- 第13 議案第92号 十勝圏複合事務組合規約の変更の件
- 第14 議案第93号 動産の買入の件
- 第15 議案第94号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第9号)の件
- 第16 議案第95号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の件
- 第17 議案第96号 令和3年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) の件
- 第18 議案第97号 令和3年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件

#### ◎出席議員(7名)

議長	8番	髙	木	修	_	副議長	7番	織	田	忠	司
	1番	遠	藤	久	雄		3番	小	谷	文	子
	4番	松	橋	昌	和		5番	太	田	綱	基
	6番	安	村	敏	博						

## ◎欠席議員(0名)

# ◎地方自治法第121条の規定による説明員

仁 長 西山 猛 副村長 大 野 荻原 正 農業委員会長 道見克 浩 教育 長 代表監査委員 笠 原 幸 宏 総務課長 末田 晃 啓 総務課参事 女ヶ澤 廣 美 企画政策課長 本 内 秀 明 企画政策課 髙 田 大 資 産業課長 髙 橋 祐 参事 住民生活課長 小野寺 達弥 建設水道課長 佐 藤 成 芳 会計管理者 子育て応援 保健福祉課長 新関 保 石 Ш 亮 課 長 教育委員会 智 小 林 浩 診療所事務長 酒 井 寬 教育次長 学校給食 農業委員会 安 部 昭 彦 川上祐明 センター所長 事務局長

### ◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 佐 藤 敬 貴 書 記 南 雲 美 幸 書 記 伊東秀行

#### ◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は7名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回更別村議会定例会を開会いたします。

日程に先立ちまして謹んでご報告申し上げます。ご承知のとおり、上田幸彦議員が去る 10月29日にご逝去されました。誠に痛恨の極みであり、謹んで哀悼の意をささげるもので ございます。上田さんは、更別村議会議員に当選されること 2 期に及び、その間村政の発展に尽くされたご功績は周知のとおりでございます。

ここで織田忠司さんから追悼演説を行いたい旨、申出がありましたので、これより追悼 演説を行います。

織田忠司さん。

○7番織田議員 追悼の言葉。

お許しを得ましたので、更別村議会同僚議員を代表いたしまして、故上田幸彦様をしの び、謹んで追悼の言葉を申し上げます。

本日ここに令和3年第4回定例会の開会に当たり、在りし日の上田幸彦様のご容姿に接することができず、私ども一同惜別の情を禁じ得ないところでございます。

上田さんは、昭和45年に更別村役場に奉職、企画振興課長、産業建設課参事などの課長職を歴任され、平成24年3月に定年退職を迎えられました。退職後、愛する更別に恩返しがしたいとの強い思いから平成27年、更別村議会議員選挙に初当選され、以来2期6年余りにわたり村議会議員としての村政の発展と住民福祉の向上のためにご尽力されました。その卓越した見識と役場職員時代に培われた豊富な経験により、1期目当初から約6年半にわたり更別村監査委員を務められるとともに、2期目の折り返しとなる今年5月からは産業文教常任委員会副委員長に就任され、持ち前の優れた手腕を存分に発揮されました。

上田さんの明朗闊達なお人柄と優れた識見は、議会での議論をリードする一方、議員間の和を重んずる面もあり、大変重要な役割を果たしておられました。日頃から勉強熱心で努力を惜しまず、幅広い分野の政策に精通されますとともに、常識にとらわれない独自の視点から雄弁に物事を語る姿は、まさに我々議員のお手本の一つだと思っております。

志半ばにしてこのようなお別れになろうとは、更別村にとりまして誠に大きな損失であり、痛恨の極みであります。私どももあなたのこれまでの議員活動やご遺志を受け継ぎ、さらに力を尽くし、邁進する覚悟でございます。残されましたご遺族の無念さはいかばかりかとお察し申し上げ、心からお悔やみを申し上げます。

本日ここに在りし日の面影をしのび、生前のご功績をたたえつつ、あなたが安らかに眠られることを衷心よりお祈り申し上げ、追悼の言葉といたします。

令和3年12月9日、更別村議会議員代表、織田忠司。

○議 長 以上で追悼演説を終わります。

これより皆様と共に故人のご冥福をお祈りし、謹んで黙祷をささげたいと思います。 皆様、ご起立をお願いいたします。黙祷。

(黙 祷)

○議 長 黙祷を終わります。ありがとうございました。ご着席願います。 それでは、ご遺族が退席されますので、暫時休憩といたします。

> 午前10時05分 休憩 午前10時08分 再開

○議 長 休憩前に引き続き定例会を再開いたします。 村長より招集の挨拶があります。 西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和3年第4回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては師走に入り、何かとご 多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先ほど織田議員さんから故上田幸彦議員さんの追悼のお言葉がありましたが、私からも 改めて心よりの哀悼の誠をささげたいと思います。上田議員さんの憲政に対する思いをし っかりと受け止め、上田議員さんが理想としていた村づくりに向けて邁進をする決意であ ります。

初めに、12月1日に発生した暴風被害でありますが、17時34分に更別村に暴風警報が発 令、本村史上第1位を記録した最大瞬間風速31.5メートルの暴風により倒木による交通障 害、屋根や建築物の破損、電柱倒壊による24時間以上にわたる大規模停電の発生など、甚 大な被害をもたらしました。翌2日早朝5時30分に職員集合、災害対策本部を設置し、同 6時より災害状況の把握と支障木等の除去作業を全庁を挙げて実施をしました。現在引き 続き詳細な被害状況を調査中でありますが、12月6日時点で倒木が400本以上、電柱の破損 状況、これもNTTさん、北電さんが今調査中ですが、現在10本以上、村道の通行止めが 54か所、家屋等建物被害が123件、村内での消防出動回数が11件となっております。1日21 時より更別小学校に避難所を開設、翌9時には社会福祉センターに移設し、主に携帯電話 の充電のため14名の方を受け入れております。また、要支援者58世帯に対し、電話並びに 直接訪問で安否確認を実施をしました。4日には相次いで国会議員、道議会議員が現地に 入り、若園組合長、髙木議長さんと共に村内の被害箇所を視察、被災者との直接の面談や 現地調査を通して広範囲にわたる被害の大きさと深刻さについて理解していただきました。 また、7日には近隣町村と十勝総合振興局長、帯広開発建設部にも要請を行ってまいりま した。激甚災害に準じて局地災害の指定のお願いや特別交付税による災害復旧費への国や 道からの支援など、早急な支援をお願いしているところであります。村としても今議会で の災害対策における補正予算の専決処分の承認をお願いしているところであります。今後

全体の被害状況を的確に把握しながら、被害に遭われた村民の皆様の罹災証明の申請や固 定資産税の減免申請などの手続と併せ、スピード感を持って具体的な支援策を講じてまい りたいと考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症の発生から早くも2年が経過しようとしています。全国的な感染状況は現在落ち着いてはいるものの、新しいオミクロン株の出現による世界的な感染の広がりの中、第6波に備えた感染拡大予防体制の確立が緊急に必要であると認識しております。本村におきましても今月3回目のワクチン接種に向けた体制を整備したところであります。12月初旬からは、医療、介護従事者を皮切りに接種が開始をされております。3回目の接種該当者におきましては、一定の期間を置いて順次接種を開始してまいるところであります。一般の村民の皆様への3回目の接種は、来年2月からの実施を現在予定しているところであります。引き続き油断することなく、最大限の危機管理に努め、新型コロナウイルスの感染拡大の防止と着実なワクチン接種に努めてまいります。

さて、本村の基幹産業の農業でありますが、春先の天候不順と長雨、さらには7月の猛暑や干ばつによる農作物への影響が心配されたところでありますが、その後天候の大きな崩れもなく、順調に生育し、収穫を終了しております。圃場により差がありますが、一部豆類を除き小麦やビートも史上最高の収穫量となり、粗生産額もおおむね130億程度と見込まれ、史上三、四番目となる見込みであるとお聞きをしております。改めて生産者の皆様の高い営農技術とご努力に敬意を表するものであります。

11月15日から16日まで全国過疎大会への参加と農水省への大型明渠排水事業の採択、農業基盤整備事業等の推進等、内閣府や各省庁、道内選出国会議員、スーパーシティの採択や村の喫緊の課題についての中央要請を髙木議長さんと共に行ってまいりました。折り返し今月には農水省より3班に分けて、データ活用とデジタル化についての視察が来られております。

慌ただしい年末を迎える昨今ですが、国の施策に伴う子育て世代への臨時特別給付等の速やかな支給、デジタル田園都市構想といったデジタル化推進を含む国の補正予算等に機敏に対応し、令和4年度の予算編成や課題解決に職員一丸となって取り組む決意であります。引き続き議員各位の皆様のご理解とご指導を重ねてよろしくお願い申し上げる次第であります。

本定例会におきましては、専決処分承認の件、条例制定、改正案件4件、更別村歯科診療所の指定管理者指定の件、十勝複合事務組合規約変更の件、動産買入の件、一般会計補正予算、各特別会計補正予算の件4件の合わせて12件のご審議をお願いするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよ ろしくお願いいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

## ◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

- ◎日程第1 会議録署名議員指名の件
- ○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番、太田さん、6番、安村さんを指名いたします。

#### ◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第4回議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ12月2日午後4時より、また追加提出案件に関して12月9日午前9時よりそれぞれ議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議をいたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から12 月15日までの7日間と認められました。

以上、委員会での結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

- ◎日程第3 会期決定の件
- ○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より15日までの7日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は7日間と決定しました。

- ◎日程第4 諸般の報告
- ○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。 次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。 遠藤総務厚生常任委員長。

○遠藤総務厚生常任委員長 総務厚生常任委員会の所管事務調査に関しましてのご報告を申し上げます。

調査日時、令和3年10月19日火曜日午後1時30分。

調査場所、更別村議会議員控室及び現地。

調査事項、村所有の遊休施設及び遊休地の管理状況と今後の利活用について。

経過、委員5名により、調査事項について総務課長、総務課財政契約係長及び産業課長の出席を求め、総務課長より主に旧レストラン白樺について、産業課長より旧アシタカ農事引受け村有地について説明を受けた後、現地調査を行った。

調査の結果ご報告します。旧レストラン白樺に関しては、昭和49年の営業開始から今日 に至るまでに経営委託先の変更、土地・建物の買戻し等、多くの紆余曲折があり、現在に 至っている。

平成12年に建設された旧岩屋病院保養所については、平成28年12月に寄附された施設であり、取得時の村の説明では観光地再開発の視点で利用価値があると判断し、村全体で利活用を考えたいとの説明があったと認識している。しかし、その後村から調査及び検討結果等の説明が十分なかったことは極めて残念なことであり、これまでの経緯を踏まえ、かつ最終的にはブランディング計画の中に当該建物を利用した事業が示されなかったため、今年4月開催の土地利用会議において現状のままでの売却を決定したとの説明があった。

現状のまま売却できればベストだが、建物の状況として旧レストラン白樺は老朽化が激しく売却の対象外、旧岩屋病院保養所は一部補修が必要だが、十分売却対象となるとの判断に至った。

しかし、このまま購入希望者が得られない場合は、更地にして売却することも視野に慎 重に検討し、売却に当たっては期限を定めることも必要である。

さらに、売却が成立しなかった場合には「村の新しい魅力づくり」を目指し、旧アシタカ農事の引受け村有地の有効利活用と一体的に検討するのが望ましいとの判断に至った。 そのためには産業課、総務課、企画政策課との連携を一層強め検討していくことを強く望むものである。

次に、旧アシタカ農事引受け村有地に関し、村に公有地としての取得要請があり、「周辺地域の農地、環境保全」を理由に取得した経緯及び当該地の現状の管理状況について説明を受けた。

現在は「環境保全用地」として現状のまま管理しているとの報告があった。今後を考えたときにこの「引受け村有地」に限定するのではなく、幅広い見地からより意義のある利活用の可能性を検討すべきではないか。例えば旧岩屋病院保養所が売却されなかったときには、自然観察を行うときの休憩の場・懇談の場としたり、さらには「一泊自然観察会」

の際の「宿舎」としての活用など、そうしたアイデアを広く得るためのアンケート調査を 行うことなど一考の余地があるものと思われる。

当該地を現状のまま管理するのではなく、「村の新しい魅力を生み出す」ための新たな利活用の方針と実現に向けた手順等についても検討すべきとの結論に至った。

なお、その他の村有財産(普通財産)の管理状況についても説明を受けたが、個人から 寄附を受けた土地も散見される。それらにも適切な管理を行うことを望むものである。 以上、報告といたします。

- ○議 長 次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。 小谷産業文教常任委員長。
- 〇小谷産業文教常任委員長 産業文教常任委員会所管事務調査について報告をいたします。 本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定によ り、調査の概要を報告いたします。
  - 1、調査日時、令和3年10月25日月曜日午後1時30分。
  - 2、調査場所、更別村議会議員控室及び村内一円。
  - 3、調査事項、有害鳥獣による被害状況と対策について。
- 4、経過、委員4名の出席により、調査事項について産業課長と産業課農業振興係長の 出席を求め、説明並びに現地調査を行った。
- 5、調査の結果、(1)、有害鳥獣による被害状況について。令和2年度の被害状況について更別村鳥獣害防止対策協議会(以下「協議会」)が令和2年11月に行った農作物等被害調査(畜産関係含む)では、調査依頼件数214件に対して17名から被害報告があり、被害面積17.15~クタール、被害総額1,117万9,230円に及んだ。中でもエゾシカによる被害は全体の53%を占めている。
- (2)、有害鳥獣の対策状況について。村は、被害状況の現状把握により、被害傾向と地域から被害の軽減目標・対象鳥獣の捕獲計画等として令和2年度に更別村鳥獣被害防止計画を策定している(計画期間:令和3年度~令和5年度)。

特に捕獲従事者の捕獲技術の向上及び後継者育成が急務であることから、令和2年4月 1日より「更別村鳥獣被害対策実施隊」(対象鳥獣捕獲員9名、実施隊員10名(村職員)、 計19名)を設置し、効率的な捕獲体制の構築に努めている。

捕獲従事者の経済的負担の軽減策としては、狩猟免許及び銃所持許可の取得等経費に対し、協議会が助成するとともに、捕獲・出役時には報奨金が支給されている。

未然防止策の強化としては、これまで整備してきた防鹿柵について未施工区間(延長4,610メートル)の整備が令和4年度に完成予定である。また、熊箱わなを2か所、キツネ・アライグマの被害や目撃地には箱わな小を個人住宅敷地に設置するとともに、ヒグマ・鹿等被害が継続的に発生する場所には忌避剤の設置も行っている。

上記(1)、(2)のとおり資料に基づく細部にわたる説明と現地調査を踏まえて、今後の方向性については、地域差はあるものの農業経営の持続性から見ても有害鳥獣被害はど

の地域でも起こり得る更別村全域のことと捉えていかなければならない。

よって、農家等を対象とする農作物・畜産関係被害の調査の継続と調査に基づくより一層の対策は必要と考える。一方、農業者や地域の方には被害金額の換算方法等に苦慮されていることと認識するが、その後の対策につながるため、適切な報告と通報等の情報提供への協力を望むところである。

捕獲・駆除については、エゾシカを中心にキツネ・カラスの増加、また近年はアライグマの捕獲数が増加傾向で、理由の一つに繁殖率の高さも挙げられ、早期対策が求められる。

エゾシカの被害防止対策としての侵入防止柵は、当初は平成22年度から23年度に、その後平成29年度から令和3年度にかけて設置工事が行われている。現地調査により初期のものはネットの上げ下ろし作業の大変さを確認した。近年は、頑丈な金属製の柵で数か所確認し、ヒグマやエゾシカによると思われる損傷が認められたが、今後も適正な維持管理による防鹿効果の発揮が期待される。モデル事業を活用したエゾシカ用電気柵についても現地で確認した。今後自己による防止対策としての普及により被害防止・減少を期待するとともに、導入効果の検証も必要である。加えてカラスやハト対策として実証試験も視野に入れたドローンの活用も一手法であり、意見として付け加える。

また、ヒグマの駆除については、どうもうかつ危険性が高い上、出没・目撃情報も多い中、農村地域に限らず生命・生活を脅かす存在であり、市街地等でも危機感の共有が必要である。

有害鳥獣全般に共通することとして、通報後に対象鳥獣が移動しており、捕獲・駆除に 至らないケースが多い。捕獲・駆除を的確に行うには、通報後の迅速な対応と出動体制の 充実が必要だが、ベテランハンターの減少に伴い捕獲従事者の確保が課題となっている。 村は後継者育成に対する助成を行っているが、体制の充実は簡単ではないという現状を理 解しつつも協議会、そして捕獲従事者への期待値はますます高まっている。一方で捕獲従 事者は、仕事を持ちながらも危険を伴う活動に尽力されていることは村民にとって重要な ことである。今後は村内での被害状況や対策に関する情報提供の充実により、村民の理解・ 協力につながるものと考えられる。決して人ごとではなく、協議会と共に行政と関係機関、 地域一体での取組体制が不可欠である。

最後に、全ては村民の安心・安全な暮らしと大切な命を守るとともに、農業をはじめと した各産業発展のためにも今後も有害鳥獣対策は大変重要な施策であると委員会として再 確認したところである。

以上、報告とする。

○議 長 これで常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

- ○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。
  - 一般行政報告は、文書で配布されております。

これで村長からの一般行政報告を終わります。 これから一般行政報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

- ○議 長 これで質疑を終わります。
  - ◎日程第6 教育行政報告
- ○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。 教育行政報告は、文書で配布されております。 これで教育長からの教育行政報告を終わります。 これから教育行政報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

- ○議 長 これで質疑を終わります。
  - ◎日程第7 承認第2号
- ○議 長 日程第7、承認第2号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第8号)の専 決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 承認第2号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認を求める件であります。

令和3年度更別村一般会計補正予算(第8号)につきまして、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、専決第2号、専決処分書であります。

令和3年度更別村一般会計補正予算(第8号)については、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分するものであります。

理由といたしまして、12月1日に発生した暴風に伴い、風倒木処理及び施設修繕が必要となり、予算の増額の必要性を生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、専決処分をするものであります。

続きまして、補正予算(第8号)によって説明をさせていただきたいと思います。別紙、

令和3年度一般会計補正予算(第8号)を御覧ください。

令和3年度更別村一般会計補正予算(第8号)であります。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,176万3,000円とするものであります。

続きまして、歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいというふうに思います。款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費で250万円を追加し、補正後の予算額を2,441万9,000円とするものであります。説明欄(1)、災害対策資源物運搬・処分事業、節12委託料でその他業務委託料、資源物運搬・処分委託料250万円を追加するものであります。風害の発生に伴い、11月をもって終了しておりましたリサイクルセンターにおける金属ごみ、瓦礫類、木くずなどの資源ごみの受入れを再開したことによるこれら運搬処分に関する費用であります。

続きまして、款11災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目2林業施設災害復旧費で500万円を追加し、補正後の額を610万円とするものであります。説明欄(1)、森林災害復旧事業、節12委託料で事業委託料、森林災害復旧事業委託料500万円を追加するものであります。村有林における風倒木の処理、危険木の除去など、風害の発生に伴う森林災害復旧に係る委託料であります。

項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費で500万円を追加し、補正後の額を610万円とするものであります。説明欄(1)、道路災害復旧事業、節12委託料でその他業務委託料、風倒木伐採業務委託料500万円を追加するものであります。村道における風倒木の処理に係る委託料であります。

7ページにまいります。項3その他公共施設災害復旧費、目1公共用施設災害復旧費で1,250万円を追加し、補正後の額を1,250万円とするものであります。説明欄(1)、公共用施設災害復旧事業、単独、節12委託料でその他業務委託料、風倒木伐採業務委託料250万円を追加するものであります。役場庁舎など公共施設敷地内における風倒木の処理に係る委託料であります。節14工事請負費で改修工事費、公共施設等改修工事費1,000万円を追加するものであります。風害により損傷した車両センター、老人福祉センター、消防庁舎等の公共施設の改修工事であります。

続きまして、歳入にまいります。 5ページをお開きください。款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で2,500万円を追加し、補正後の額を1億4,644万5,000円とするものであります。財源不足を補うため追加するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから承認第2号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認 を求める件を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎日程第8 議案第87号

○議 長 日程第8、議案第87号 更別村特別職の職員で非常勤のものに関する条例の 一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第87号 更別村特別職の職員で非常勤のものに関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村特別職の職員で非常勤のものに関する条例(昭和40年更別村条例第18号)の一部 を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、消防団員の報酬等の基準の策定について(令和3年4月13日 付消防地第171号消防庁長官)の通知が発出されたことを踏まえ、消防団員の報酬に関する 規定を改めるものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、団員、班長及び副団長の年額報酬の額を引き上げるものであります。(2)、出動費用弁償を報酬に改め、その額を引き上げるとともに、支給単位を1回から1日に改めるものであります。

全国で消防団員が2年連続1万人以上減少しているという危機的な状況にあることから、 消防庁は消防団員の処遇に関する検討会を開催し、消防団員の適切な処遇の在り方につい て議論を行いました。令和3年4月13日付消防庁長官通知で同検討会の中間報告等を踏ま え、消防団員の処遇の改善等について積極的に取り組むよう求められましたことから、団 員、班長及び副団長の年額報酬の額を引き上げるなど、消防団員の報酬に関する規定を改 めるため条例の一部を改正するものであります。

続いて、1ページめくっていただきまして、条例本文で説明させていただきます。報酬の額について規定いたします現行第3条及び費用弁償について規定する第4条中にあります下線部「及び別表第5」を改正後は「、別表第5及び別表第6」に改めるものであります。

続きまして、支給方法につきまして規定する第5条第5項中「別表第5」を「別表第6」

に改めるものであります。

次のページをお開きください。別表第5の消防団員に関する規定を削り、新たに別表第6を加え、消防団員に係る報酬日額、報酬年額、旅費の額を規定するものであります。報酬日額は、出動に応じて支払われる1日当たりの報酬でありまして、災害出動を8,000円、訓練及び警戒を4,000円、一般服務を2,000円と規定しております。報酬年額は、これまで同様出動回数によらず年額により支払われる報酬でありまして、副団長は6万4,000円から6万9,000円に、班長は3万7,000円から4万円に、団員は3万円から3万7,000円にそれぞれ報酬額を改めております。旅費の額は、更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に定める額とするものであります。

備考1にあります1日の出動において区分を異にする活動に従事した場合は、金額の高い報酬日額を支給する、備考2、一般服務の報酬日額は日当が支給されるときにはこれを支給しないと規定するものであります。

次のページにまいりまして、なお附則といたしまして、令和4年4月1日から施行する ものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第87号 更別村特別職の職員で非常勤のものに関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第88号

○議 長 日程第9、議案第88号 更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する 条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第88号 更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部

を改正する条例制定の件であります。

更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成27年更別村条例第28号) の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、消防団員の報酬等の基準の策定等について(令和3年4月13日付消防地第171号消防庁長官)の通知が発出されたことを踏まえ、関係する条文の整理を行うためこの条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、出動費用弁償を報酬に改めることから、出動費用弁償に関する規定を削除するものであります。

条文について説明をさせていただきます。お開きいただきたいというふうに思います。 次のページにあります更別村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を 改正する条例であります。新旧対照表でご説明申し上げます。現行の費用弁償、第15条第 1項、第2項を削るものであります。第3項につきましては、文言を改め、第1項に繰り 上げるものであります。第4項につきましては第2項に繰り上げ、第5項につきましては 文言を改め、第3項に繰り上げるものであります。

なお、次のページにまいりますが、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1 日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 先ほどの77号と88号、ちょっと併さる部分があるのですけれども、消防団員におかれましては、更別村の安心、安全を守っていただくため本当に活躍していただいているところなのですけれども、更別においては団員数がほかの町村と比べてもまだ現状多いということは本当によいことだとは思っているのですけれども、今回このような条例等の改正があって、団員数が減っていく見込みがある、そういったことも考えて今回報酬等を増額してという話もあったのですけれども、今後その担い手、10年後などを見据え、10年、15年たった後の担い手というものを見据えて、報酬以外の面で今後どのような考え、対策等があるのか、更別村に存在する若者等の声かけについてどのように対策を打っていく考えがあるのかお答えいただければと思います。

## ○議 長 女ヶ澤総務課参事。

○総務課参事 以前にもお答えしておりますが、現在定員65名に対して実員63名ということで、今のところ十勝管内21消防団中一番高い充足率を満たしております。ただ、今のところは退団された方が次の後釜といいますか、次の方を見つけていただいて退団という形が多く、ずっと定員充足率100%近い数字を残していたのですが、やはり議員おっしゃるとおり、若い方だんだん少なくなってきております。特に市街地が少ないので、農家の方の占める割合非常に多くなってきておりますので、当然幹部を中心としたPR活動、入団活

動の促進に心がけておりますが、もしこれ以上恒常的に定員の充足率が低くなるようであれば、前にもお答えしております全国的に今注目されております女性消防団員等の活躍も 幹部を中心にまた検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第88号 更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を 改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

先ほど太田議員から前段の議案の番号が77号という発言がありましたので、87号に訂正させていただきます。

#### ◎日程第10 議案第89号

○議 長 日程第10、議案第89号 更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条 例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

〇村 長 議案第89号 更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村定住化促進住宅管理条例(平成13年更別村条例第11号)の一部を改正する条例を 別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村定住化促進住宅昭和を譲渡することから、該当箇所につきまして削除するものであります。

2の要旨といたしまして、別表第1及び別表2から「定住化促進住宅昭和」に関する箇所を削除するものであります。

次のページをお開きください。条文について説明を申し上げます。現行、別表第1、番号欄3の全項目及び別表第2の番号欄3の全項を削除するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げまして、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 今般の定住促進化住宅の関係の売却に当たっては、定住に対する村の思いというものがあっての施策ということで考えてございますけれども、更別には定住化促進住宅、新栄町にあります1戸とお試し体験住宅1戸ということで、なおかつ昭和区に寄贈を受けてということで1戸ということで、定住化促進に向けての底辺の拡大という部分で非常に期待されていたという部分があると思うのです。それが諸事情によってということで、一部譲渡して条例から外すという形は、これは村の捉え方、先ほど申し上げましたとおり、村の捉え方ということでの施策でございますので、それはそれの評価をしなければならないとは思いますが、しかし条例でこの3戸の部分のせっかく定住化促進に向けてという提案をされている中で、このままでいいということにはちょっとならないのではないかということでございます。今後の定住化促進に向けた取組並びにどのような対策を講じていくのかという部分を含めてご説明いただければというふうに思います。

#### ○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまご質問いただきました定住化促進住宅、また今後の定住化の村の考え方ということでございますけれども、今般の売却につきましては、さきの9月の村議会の中でも1度お話しさせていただいたところでございますけれども、入居されている方への譲渡ということで今回は進めてございます。おっしゃるとおり、定住化を目指すための住宅として、村が条例を制定して管理運営をしているところでございますが、定住化住宅につきましては、これまでもそのままその場で定住するという方への譲渡ということを何回か行ってきているところでございます。

定住化住宅、今後の考え方につきましては、市街地、また農村部、それぞれで定住された方がその地区内で居住を希望する方がこれまでも多いことから、農村部につきましては今後村で保有する定住化住宅の在り方については検討してまいりたいと思ってございます。具体的には農村地域で利活用がされていない民間住宅等を例えばリフォームを支援をして賃貸住宅として活用していただくなど、そういったことを視野に入れつつ今検討中でございます。村として今後農村部に新たに住宅を建てるというようなことは、今のところは考えてはございません。また、それが売却につながってしまうということになると、なかなか難しいところもあるものですから、民間ベースでの住宅を活用して、農村部の定住化については検討してまいりたいと考えてございます。

また、市街地については、現在残っている住宅については1棟2戸の集合住宅的な形で ございまして、一戸建てではないものですから、売却の希望というのはあまりないという ようなことかと思います。当然市街地の中での転居に関しては、お住まいの方もその行政 区内へのこだわりというのも農村地区ともまた若干違ってきておりまして、そこから別の 村内への転居と、定住をしていただくというケースも過去にはございますので、市街地の 定住化促進住宅の在り方については、現状の2戸で、今2戸とも埋まっている状況ですが、 不足するというような状況があれば、こちらも民間アパート等の活用も過去に提案をさせ ていただいたところでございますが、そういったものの取組も引き続き考えてまいりたい なというところで考えているところでございます。

以上です。

## ○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ただいまご説明いただきましたけれども、考える観点といいますか、物 の捉え方と取り進め方というのは、非常にここは重要だと思うのです。あくまでも条例で 定住化促進のための村としての責任範疇の中で、村への勧誘も含めてという部分のお試し も含めて住宅を持って、ある程度更別村の体験をしていただいて、かつそういう部分で更 別の定住に関わる部分で分譲住宅だとか、そういうものの利活用も含めてというのが本条 例の僕は趣旨だというふうに捉えているわけです。今企画政策課長から説明ありましたよ うに、それはそれとして新たな施策を用いるのであれば、それは条例ではなくて、そうい う部分のリフォームや利活用、空き地、空き家を利用するという部分はまた別の対策でき ちっとやっぱり僕は打つべきことだと思うし、またその検討は十分図っていただきたいと は思うのですけれども、この条例という枠組みの中の施策という中では、もう少し課題整 理をきちっとしながら進めていただきたい。村はどう進めるべきなのかという部分の原則、 原案がこの条例ですので、それはやっぱり重んじて進めていかなければならない原則では ないかというふうに私は思っているのです。それは、市街地も含めて、農村も含めて空き 家、空き地対策がこれから生じてくるという対策を打つのであれば、それは村の施策とし て、新たな施策としてきちっと分譲なり、リフォームなり、民間活用も含めてということ の提案をしていただきたいというふうに思っておりますので、その点ちょっと私の履き違 えかもしれませんけれども、そこは明確に区別した中で検討していただきたいというふう に要望したいというふうに思います。

## ○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 村のほうで定住化住宅の条例を設置しながら管理運営をしているというところで、事業についてはそれぞれの考え方を整理した上で適切に行うべきとのご意見かと受け止めてございます。その点につきましては、議員おっしゃるとおり、各条例それぞれ目的がございますので、それに沿った形の中で適正に運営をしなければならないというふうには理解してございます。

この定住化促進につきましては、そもそも更別村内への移住、定住の足がかりとなる住宅が不足しているという事情から取組を進めているところでございます。本来村内への移住を希望される方につきましては、公営住宅等の通常どおり転居していただける住宅というのもあるのですけれども、そういったものも当時不足しているというところもございまして、なかなか更別村の中に引っ越してくる場所がないというようなお話もございました。

そういった中で、古くて利用がされていないものを再活用した中で村のほうで定住化促進住宅という位置づけで、公営住宅等とも入居要件も緩和した中で、入りやすい住宅として整理をしているところでございます。現在もその考え方には変わりはないところでございますが、お試しといいますか、更別村の定住を進める中でも住宅に入って数年間、1年ないし2年なりそこに定着するというところになれば、当然お仕事の関係とかもございまして、通常の住宅に住む要件も備えた方が実際には多いという実情もございます。そういった中で、一般の住宅に入居が難しい、空きがないですとか、ちょっといろいろな条件がある方もいらっしゃいますので、そういった方にこの住宅が活用されるというのがこれまでの実態というところでもございます。今後、そういった住宅が今埋まっているというところもありまして、そういう方々の申出が村のほうでも迅速に対応できないというような状況にならないように、そのほかの対策も含めて取り進めていきたいとは考えてございます。いずれにしても、新たな対策を打つにしても定住化促進住宅と同様に大本の目的は移住、

いずれにしても、新たな対策を打つにしても定住化促進住宅と同様に大本の目的は移住、 定住者を増やしたいという中でいろいろな取組を今後進めていきたいということで考えて ございますので、この対策につきましてもその中の一つというところで、適切に運営は進 めてまいりたいというふうに考えております。

#### ○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ただいま説明受けましたけれども、考え方の整理を少しさせていただき たいというふうに思います。村の思惑というのは、今企画政策課長がおっしゃられた将来 的な部分も含めてという構想はある程度理解はできます。ただ、今回私がご質問させてい ただいているのは、あくまでも定住化促進住宅、いわゆる条例に基づいてということで、 村がどのような施策をもってこの定住化促進を図っていくのかという基本原則でございま して、それが逆に定住化促進住宅といいながら売却する、これは今の時点でのいい、悪い の結論は別にして、それが恒例化されると困る。いわゆる村が定住化促進のために取得な り、解体して、リフォームなりなんなりしながら、今回もそうでしたけれども、貸付けし て、定住化促進の一助にするという形の考え方は分かりますけれども、それが一般の人に とって、来られる方にとって、今回は今説明ありましたように新栄町は二軒長屋という部 分があるから、希望が出ないとおっしゃられましたけれども、そうではなくて、やっぱり それはそれとしての施策をきちっと別途打っていただいて、条例は条例として定住化で、 満員になるかどうかは別にして、これだけの定住化に向けた対策も含めて住宅をご用意し ていますというのが僕は原則だと思っているのです。そこは曲げてはいけないと思ってい るのです。それは、新たな施策であれば新たな施策という形で、これは村の施策ですから、 分譲住宅を用意するなり、あるいは農村地帯であれば農村地帯の村の用地、さきの委員会 の報告もありましたように個人から寄贈を受けた農村地区の、宅地とは言いませんけれど も、用地も多少あるわけですから、それらも含めて総合的に判断しながら対策を打つとい うことも一つの検討材料になるかと思いますので、その点は十分配慮しながら進めていた だきたいということでお願いしたいと思います。

- ○議 長 本内企画政策課長。
- ○企画政策課長 ご意見受け止めさせていただきまして、適切に進めてまいりたいと思います。
- ○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第89号 更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件を 採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時10分 休憩 午前11時20分 再開

- ○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
  - ◎日程第11 議案第90号
- 〇議 長 日程第11、議案第90号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制 定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

〇村 長 議案第90号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村国民健康保険税条例(昭和52年更別村条例第10号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和3年政令第253号)の施行に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとす

るものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、未就学児の被保険者均等割額の減額について規定する ものであります。(2)として、その他関連条文等の改正並びに法令等の整合を図るため字 句を改めるものであります。

なお、小野寺住民生活課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

今般全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険税の軽減措置が講じられることになりました。国の考え方としまして、国民健康保険は全ての世帯がひとしく保険給付を受ける権利があるため、世帯の人数に応じた応分の保険料負担が必要であるとされており、その上で未就学児における医療費の自己負担割合が2割とされていることや所得の低い方にも一定割合の負担をいただいていることを考慮して、今回未就学児の均等割保険税を軽減するために条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正箇所について説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをお開きください。第3条から第5条、そして第5条の2の見出しになりますが、現行の「国民健康保険の被保険者に係る」の次の下線部に改正後は「基礎課税額の」をそれぞれに加えるものでございます。

次に、第5条の2ですが、中段と下段の現行の下線部「第15条」を改正後は「第15条第 1項」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第6条は、現行の下線部「賦課期日の属する年の前年の 所得に係る」を削るものでございます。

次に、第12条は、現行の下線部「同条」を改正後は「その減額後」に改めるものでございます。

第15条第1号から第3号の規定の中で現行の下線部「法第703条の5」とありますが、改正後につきましては「法第703条の5第1項」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第1号のアとイ、次のページをお開きください。次に、第2号のアとイ、さらにまた次のページをお開きください。第3号のアとイになりますが、この第1号から第3号の各号において現行の「国民健康保険の被保険者に係る」の次の下線部に改正後は「基礎課税額の」を加えるものでございます。

次のページをお開きください。第15条に新たに第2項を加えるものですが、未就学児の 均等割保険税の軽減について規定をしてございます。内容につきましては、国民健康保険 税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険 者、以下未就学児といいますが、その当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額に つきまして、当該保険者均等割額から次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に 定める額を減額して得た額とするものでございます。第1号では、国民健康保険の被保険 者に係る基礎課税額の被保険者均等割額を次の掲げる世帯の区分に応じて未就学児1人に ついて定める額としまして、アは前項第1号アに規定する金額を減額した世帯で3,450円、 イにつきましては前項第2号アに規定する金額を減額した世帯で5,750円、ウは前項第3号 アに規定する金額を減額した世帯で9,200円となり、エにつきましてはアからウに掲げる世 帯以外の世帯で1万1,500円になっております。

第2号では、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を次に掲げる世帯の区分に応じてそれぞれ未就学児1人について定める額としておりまして、次のページをお開きください。アは前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯で600円、イは前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯で1,000円、ウは前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯で1,600円となり、エにつきましてはアからウに掲げる世帯以外の世帯で2,000円になってございます。

次に、第15条の2は、現行の下線部、中段になりますけれども、「前条」を改正後は「前条第1項」に改めまして、次に現行の下線部「前条第1号中「総所得金額」」を改正後は「前条第1項第1号中「総所得金額及び」」に改めるものでございます。また、現行の下線部「次号(及び第3号)」を改正後は括弧を削りまして、さらに現行の下線部「において同じ。)」の次に改正後は「及び」を加えるものでございます。

次に、附則の第2項ですが、現行の下線部「第15条」を改正後は「第15条第1項」に改め、次のページをお開きください。現行の下線部「法第703条の5」を改正後は「法第703条の5第1項」に改めるものでございます。

次に、附則の第3項と第4項、次のページをお開きください。第6項からさらに4ページほど進みまして第13項までの規定になりますが、各項におきまして現行の下線部「第15条」を改正後は「第15条第1項」に改めるものでございます。

次のページ、最後のページになりますけれども、附則でございます。施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、第 5 条の 2 第 1 号、第 1 項、第 15 条及び第 15 条の 2 の改正規定並びに附則第 2 項から第 4 項まで及び第 6 項から第 13 項までの改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、適用区分ですが、この条例による改正後の更別村国民健康保険税条例の規定は、 令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康 保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第90号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第91号

○議 長 日程第12、議案第91号 更別村歯科診療所の指定管理者指定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

- ○村 長 議案第91号 更別村歯科診療所の指定管理者指定の件であります。 更別村歯科診療所の指定管理者を次のとおり指定しようとするものであります。
  - 1、管理を行わせる公の施設の名称、更別村歯科診療所。
- 2、指定管理者となる団体の名称、医療法人社団秀和会つがやす歯科医院理事長、栂安理絵氏。
  - 3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

理由といたしまして、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年更別村条例第19号)に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

資料を添付しておりますので、資料のほうでご説明を申し上げたいと思います。資料91号をお開きいただきたいというふうに思います。資料(議案第91号)であります。1、公の施設の名称及び所在地、名称、更別村歯科診療所、所在地、更別村字更別南1線93番地10であります。

2の募集概要、(1)、応募資格は、北海道内に主たる事業所を有し、歯科診療業務の実績を持つ法人またはその他の団体であること。

- (2) の応募条件は、更別村歯科診療所を管理運営することができる団体であることであります。
- 3、指定管理者候補者、(1)、選定対象団体、医療法人社団秀和会つがやす歯科医院理事長、栂安理絵さん。
  - (2)、候補者の団体、医療法人社団秀和会つがやす歯科医院理事長、栂安理絵氏であり

ます。

- 4、候補者選定過程ですが、(1)、第1回指定管理者選定委員会、日時、令和3年10月 14日木曜日15時から16時、内容、指定管理者募集要項の検討、公募方法の確認、申請書様 式、選定基準、審査項目の審査であります。
- (2)、公募期間は、令和3年10月22日金曜日から令和3年11月8日月曜までであります。 次のページにまいりまして、(3)、第2回指定管理者選定委員会、日時、令和3年11月 12日金曜日15時から15時40分、内容、申請書類の内容確認、書類選定であります。

5の審査方法ですが、(1)、更別村公の施設に係る指定管理者選定委員会委員長及び委員5名による審査とするものであります。

- (2)、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に規定する選定基準に基づき10項目の審査事項を設定し、各項目5段階評価による点数評定とするものであります。
  - (3)、各委員の採点の合計点数(600点満点)により審査結果とするものであります。
  - (4)、選定水準は、合計点数360点以上とするものであります。

次のページの6は審査結果であります。選定基準、審査事項、審査項目につきましてそれぞれ数字を示させていただいております。これにつきましては、お目通しをお願いするものであります。

続きまして、7、選定結果でありますが、審査結果のとおり選定委員会の総意により、「医療法人社団秀和会つがやす歯科医院」を適当と認め、候補者に決定したものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第91号 更別村歯科診療所の指定管理者指定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第92号

○議 長 日程第13、議案第92号 十勝圏複合事務組合規約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第92号 十勝圏複合事務組合規約の変更の件であります。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合規約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、当組合で共同処理する事務の一部における構成団体の変更に 伴い、十勝圏複合事務組合規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定に より議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、当組合で共同処理する事務のうち、「ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務」に、幕別町忠類地区が新たに加わるものであります。

次のページをお開きください。規約本文であります。第3条の現行の左の欄、(6)、 ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務につきまして、改正後 は右欄の下線部「(旧忠類村地域は除く。)」を削るものであります。

次のページにまいりまして、附則でありますけれども、この規約は、令和4年4月1日 から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第92号 十勝圏複合事務組合規約の変更の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第93号

○議 長 日程第14、議案第93号 動産の買入の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 西山村長。

○村 長 議案第93号 動産の買入の件であります。 次のとおり動産を買入しようとするものであります。

- 1、買入の目的、更別村国民健康保険診療所における内視鏡システム及び内視鏡用洗浄消毒器の更新のためであります。
- 2、動産の品名、内視鏡システム、富士フイルム株式会社、内視鏡用洗浄消毒器、カイ ゲンファーマ株式会社、クリーントップ。
  - 3、動産の数量、一式であります。
  - 4、契約金額、金1,042万8,000円であります。
- 5、買入の方法及び時期、指名競争入札による落札であります。令和4年1月14日まで に取得するものであります。
- 6、契約の相手方、帯広市東3条南10丁目1、株式会社常光帯広営業所所長、高橋準哉 氏であります。

理由といたしまして、財産の取得につきまして更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年更別村条例第7号)第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

資料を添付してありますので、資料のほうでご説明を申し上げます。資料(議案第93号)であります。 1、入札日時は、令和3年11月30日午前9時。 2、指名業者につきましてはお目通しをお願いいたしたいと思います。 3、仕様内容は、内視鏡システムと内視鏡用洗浄消毒器であります。 4、納入期限は、契約締結の日から令和4年1月14日であります。以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。

(なしの声あり)

(異議なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。これから議案第93号 動産の買入の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議 長 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。 午前11時43分 休憩 午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 議案第94号

○議 長 日程第15、議案第94号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第9号)の件 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第94号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第9号)の件であります。 第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,266万6,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,442万9,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 では、私のほうから令和3年度更別村一般会計補正予算(第9号)につきまして補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,266万6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,442万9,000円とするもので、 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、債務負担行為の補正、第2条の債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補 正によるものでございます

地方債の補正、第3条の地方債の変更は、第3表、地方債補正によるものでございます。 それでは、歳入歳出予算の補正につきまして歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。まずは、歳出からご説明いたします。13ページをお開きください。款1議会費、項1議会費、目1議会費は、132万6,000円を減額し、5,288万7,000円とするものでございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、893万1,000円を減額し、6 億9,022万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は、建築士の採用を進めておりましたが、採用を見送ったことによる減額、14ページをお開きください。(2)、総務管理一般事務経費は札幌さらべつ会の中止に伴う助成金の減額、(3)、庁舎維持管理経費は燃料単価上昇に伴う増額でございます。なお、燃料費単価につきましては、当初予算で重油につきましては単価75円だったものが変更後単価として116円、ガソリンにつきましては当初予算で111円の単価につきましては変更後145円ということで積算しております。

目 4 地方振興費は、55万4,000円を追加し、2億1,862万円とするものでございます。説明欄(1)、宅地分譲事業経費は、事業実績に伴う執行残によるもの、(2)、定住化促進事業は定住化促進住宅昭和の売却による交付金、平成29年度北海道地域づくり総合交付金を返還するためのもの、(3)、地域振興財産維持管理経費は事業実績に伴う執行残によるもの、(4)、人材育成事業はサテライトオフィスの電気代の増額でございます。

15ページを御覧ください。目8村有林管理費は、3万6,000円を減額し、2,343万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、村有林管理事務経費経常分は、事業実績に伴う執行残によるものでございます。

項4選挙費、目2衆議院議員選挙費は、115万7,000円を減額し、370万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、衆議院議員選挙経費は、事業実績に伴う執行残によるものでございます。

16ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、170万8,000円を減額し、1億8,558万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、重度心身障害年金は、支出実績による減額、(2)、重度心身障害者医療給付事業経費は給付見込額の減少による減額、(3)、社会福祉センター維持管理経費は燃料単価上昇に伴う増額、(4)、社会福祉センター改修事業は事業実績に伴う執行残による減額、(5)、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金は国保会計事業勘定への繰出金の減額、(6)、公用車両購入事業は事業実績に伴う執行残による減額、(7)、ひとり親家庭等医療給付事業経費は給付見込額の増加に伴う増額、(8)、障害者地域生活支援事業は通所回数の増加に伴う増額でございます。

目 2 福祉の里総合センター費は、253万2,000円を追加し、6,584万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、福祉の里総合センター維持管理経費は、燃料単価上昇に伴う増額のほか、事業実績に伴う執行残による減額などにより合計で増額、(2)、給食業務経費は事業実績に伴う執行残による減額、18ページをお開きください。(3)、健康増進室整備事業は、事業実績に伴う執行残によるものでございます。

目3国民年金費は、3万7,000円を追加し、7万8,000円とするものでございます。説明 (1)、国民年金事務経費は、国民年金システム改修に伴う負担金の増額でございます。

目 4 後期高齢者医療費は、483万2,000円を減額し、4,333万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、後期高齢者医療広域連合事業経費、(2)、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、それぞれ広域連合の金額確定による負担金、繰出金の減額でございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、2,327万2,000円を増額し、1億9,596万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、子ども医療給付事業は、給付見込額の増加に伴う扶助費の増額、19ページを御覧ください。(2)、出産・入学報償費は出生数の増加による増額、(3)、新型コロナウイルス感染症対策事業は新たな支援事業として子育て世帯への臨時特別給付金、1人当たり現金5万円の給付金のほか、関連いたします事務費等に係る増額でございます。

目2児童措置費は、31万3,000円を追加し、4,035万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、児童手当整備事業は、児童手当システム改修に伴う負担金の増額でございます。

項3老人福祉費、目1老人福祉総務費は、168万5,000円を減額し、198万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、高齢者スポーツ大会経費は、高齢者運動会中止に伴う減額、20ページをお開きください。(2)、敬老事業経費は、規模を縮小して開催いたしました敬老会の事業実績に伴う執行残によるものでございます。

目2老人保健福祉センター費は、202万4,000円を追加し、5,008万円とするものでございます。説明欄(1)、老人保健福祉センター維持管理経費は、燃料単価上昇及び新五百円硬貨に対応するよう自動販売機の設定を変更するものでございます。

目3老人福祉推進費は、11万4,000円を追加し、1億2,391万円とするものでございます。 説明欄(1)、介護保険事業特別繰出金財源補てんは、繰出金の追加によるもの、21ページ を御覧ください。(2)、高齢者在宅福祉サービス事業は、移送サービスを利用する方の増 加に伴う事業委託料の増額でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は、110万円を減額し、840万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、乳幼児医療費給付費は、給付見込額の減少に伴う扶助費の減額によるものでございます。

目2予防費は、400万円を追加し、3,585万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、新型コロナワクチンの追加接種を行うための経費として増額するものでございます。

22ページをお開きください。目3環境衛生費は、19万1,000円を追加し、2,461万円とするものでございます。説明欄(1)、リサイクルセンター維持管理経費は、燃料単価上昇に伴うものでございます。

目4診療所費は、1,594万9,000円を減額し、9,070万6,000円とするものでございます。 説明欄(1)、歯科診療所改修事業、(2)、歯科診療所医療機器購入事業は、それぞれ事業 実績に伴う執行残による減額、(3)、特別会計(診療施設勘定)繰出金は国保特別会計診 療所施設勘定の補正に伴う一般会計からの繰出金による減額でございます。

23ページを御覧ください。款 5 労働費、項 1 労働費、目 1 労働諸費は、5 万円を減額し、746万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、労働行政経費は、さらべつ大収穫祭中止のため勤労者団体への助成を行わなかったためのものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目2農業振興費は、74万4,000円を追加し、2億8,570万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、農業振興補助金等は、離農される方に対し経営転換協力金を交付するための増額、(2)、多面的機能支払交付金事業は対象となります農用地面積の変更に伴う増額でございます。

24ページをお開きください。目 3 農地費は、13 万7,000円を減額し、1 億9,025 万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、排水施設維持管理費は、事業実績に伴う執行残によるものでございます。

目 4 畜産業費は、378万2,000円を減額し、1,947万円とするものでございます。説明欄(1)、 村営牧場維持管理経費は、事業実績に伴う執行残によるものでございます。

25ページを御覧ください。目5ふるさとプラザ費は、44万円を減額し、3,162万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、ふるさと館維持管理経費は、燃料単価上昇に伴うもの、(2)、ふるさと館改修事業は事業実績に伴う執行残によるものでございます。

目6プラムカントリー費は、1万9,000円を減額し、6,843万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、プラムカントリー改修事業は、事業実績に伴う執行残によるものでございます。

款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費は、492万9,000円を減額し、9,679万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、実施いたしました中小企業経営持続化対策給付金の支援について事業実績に伴う執行残によるものでございます。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目1道路維持費は、73万円を減額し、8,885万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、建設機械等購入事業単独は、事業実績に伴う執行残によるものでございます。

目 2 道路維持改良費は、6 万5,000円を減額し、3,460万6,000円とするものでございます。 説明欄(1)、道路補修対策事業は、事業実績に伴う執行残によるものでございます。

目3道路新設改良費は、1,348万6,000円を減額し、2億1,974万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、道路改良舗装事業単独は、事業実績に伴う執行残によるものでございます。

27ページを御覧ください。目 4 橋りょう維持改良費は、1,199万2,000円を減額し、1億2,021万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、橋りょう整備事業は、事業実績に伴う執行残のほか、橋梁の点検数の増加により合計で減額でございます。

款9消防費、項1消防費、目1消防費は、30万8,000円を減額し、1億4,542万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、防火水槽改修事業は、事業実績に伴う執行残によるものでございます。

28ページをお開きください。款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費は、102万円を減額し、3,425万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、更別農業高校教育支援事業は、更別農業高校の海外実習事業が中止となったためでございます。

目2事務局費は、24万円を追加し、1億1,682万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は、幼稚園教諭の新規採用職員の給与号俸決定及び扶養手当等対象者の増加、(2)、事務局一般事務費経費は燃料単価上昇に伴うものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費は、294万5,000円を追加し、6,885万6,000円とするもの

でございます。説明欄(1)、小学校運営経費は、国からの補助金を利用して小学校におけるコロナウイルス対策に関する消耗品等の購入及び燃料単価上昇に伴うもの、29ページを御覧ください。(2)、学校施設維持管理経費小学校は、燃料単価上昇に伴うもの、(3)、学校施設改修事業小学校は更別小学校に手すりを新たに設置するほか、上更別小学校改修工事の事業実績に伴う執行残によるものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費は、71万1,000円を追加し、3,354万円とするものでございます。説明欄(1)、中学校運営経費は、小学校同様、国からの補助金を利用して中学校におけるコロナ対策に関する消耗品等の購入、(2)、学校施設維持管理経費中学校は燃料単価上昇に伴うものでございます。

30ページを御覧ください。項4幼稚園費、目1幼稚園管理費は、151万9,000円を追加し、5,873万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、フルタイム会計年度任用職員給与等は、資格認定により前年度遡及負担金の増加、(2)、幼稚園舎維持管理経費、(3)、認定こども園園舎維持管理経費は燃料単価上昇に伴うものでございます。

項5社会教育費、目1社会教育総務費は、73万7,000円を減額し、3,300万円とするものでございます。説明欄(1)、青少年教育推進経費は、更別村教育を考える村民集会の講師につきまして講師側の都合により委託ではなく謝礼で支払うためのほか、青少年劇場公演の中止による減額、(2)、国際交流事業推進経費は燃料単価上昇に伴う増額でございます。

31ページを御覧ください。目2社会教育施設費は、129万円を追加し、1,349万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、農村環境改善センター維持管理経費は、燃料単価上昇に伴うものでございます。

項6保健体育費、目2体育施設費は、110万3,000円を追加し、5,501万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、柔剣道場維持管理経費、(2)、運動広場維持管理経費、(3)、地区体育館維持管理経費、(4)、トレーニングセンター維持管理経費につきましては、燃料単価上昇に伴うもの、(5)トレーニングセンター改修事業は事業実績に伴う執行残によるものでございます。

32ページをお開きください。目3学校給食費は、140万1,000円を追加し、2,883万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、学校給食センター運営経費は、燃料単価上昇に伴うもののほか、新しい栄養管理ソフトの導入等に係る費用等による増額、(2)、学校給食センター維持管理経費は燃料単価上昇に伴うもののほか、エアコン室外機故障等に伴う修繕による増額でございます。

款12公債費、項1公債費、目1元金は、33ページを御覧ください。5,361万6,000円を追加し、7億3,666万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、長期債繰上償還元金は、将来的な公債費圧縮のため臨時財政対策債の返済を行うものでございます。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、2,545万8,000円を追加し、19億4,055万8,000円とす

るものでございます。普通交付税の追加によるものでございます。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1農林水産業費分担金は、6万5,000円を減額し、6,971万円とするものでございます。札内川地区かんがい施設維持管理分担金の利用者変更による差額分を減額するものでございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産使用料は、208万2,000円を減額し、500万3,000円とするものでございます。今年度の村営牧場利用実績により減額するものでございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、9ページをお開きください。目1民生費国庫負担金は、28万7,000円を減額し、8,102万1,000円とするものでございます。保険基盤安定負担金の減額によるものでございます。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、2,310万4,000円を追加し、9,109万6,000円とするものでございます。歳出でご説明いたしました子育て世帯への臨時特別給付金事業の国からの補助金でございます。

目3衛生費国庫補助金は、400万円を追加し、932万2,000円とするものでございます。歳 出でご説明いたしました新型コロナワクチンの追加接種の体制確保のための国からの補助 金でございます。

目5教育費国庫補助金は、15万円を追加し、151万1,000円とするものでございます。小学校及び中学校における感染症対策等の学校教育活動継続事業につきまして1校当たり5万円の補助金の引上げに伴う増額でございます。

款15道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金は、1万6,000円を減額し、4,874万7,000円とするものでございます。保険基盤安定負担金及び保険基盤安定拠出金の減額によるものでございます。

10ページを御覧ください。項2道補助金、目2民生費道補助金は、35万円を減額し、4,768万2,000円とするものでございます。医療費見込額の減額に伴う重度心身障害者医療費助成事業補助金の減額及び医療費見込額の増加に伴うひとり親家庭等医療費助成事業補助金の増額でございます。

目3衛生費道補助金は、78万4,000円を減額し、176万4,000円とするものでございます。 医療費見込額の減少に伴う乳幼児医療費補助金の減額でございます。

目 4 農林水産業費道補助金は、68万2,000円を追加し、2億5,833万6,000円とするものでございます。 歳出でご説明いたしました経営転換協力金の交付及び多面的機能支払事業交付金の増額でございます。

款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入は、600万4,000円を追加し、5,519万7,000円とするものでございます。定住化促進住宅昭和の土地、建物の売払いによるものでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目8公共施設等整備基金繰入金は、200万円を減額し、2,200万円とするものでございます。 ふるさと館改修事業の確定に伴う基金繰入金の減額でござ

います。

11ページをお開きください。款20諸収入、項5雑入、目5雑入は、84万8,000円を減額し、1,732万7,000円とするものでございます。立木補償費、建物災害共済金、中小企業近代化資金繰上償還に係る保証料の返戻金などでございます。

款21村債、項1村債、目1辺地対策事業債は、2,510万円を減額し、2億9,980万円とするものでございます。辺地対策事業債を利用しました各事業につきまして実績が確定したことに伴う減額でございます。

目 2 過疎対策事業債は、520万円を減額し、1億5,030万円とするものでございます。過疎対策事業債を利用しました各事業につきまして実績が確定したことに伴う減額でございます。

次に、第2表、債務負担行為補正についてご説明いたします。4ページをお開きください。債務負担行為の補正につきましては、記載されているとおりであります。歯科診療所管理運営委託料(令和3年度)は、期間、令和4年度から令和8年度まで、限度額1,980万円でございます。

最後に、第3表、地方債補正についてご説明いたします。5ページをお開きください。 地方債の補正につきましては、記載のとおりでございます。辺地対策事業債は、補正後の 限度額を2億9,980万円、過疎対策事業債は補正後の限度額を1億5,030万円とし、補正後 の合計額は5億6,114万8,000円でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

議案第94号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第9号)の件につきまして、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第9号)の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

3番、小谷さん。

- ○3番小谷議員 21ページをお願いいたします。款4衛生費、目2の予防費の説明欄(1)、 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で400万円とございまして、先ほど村長から 医療従事者より3回目の追加ワクチンを行うというお話がございました。この追加接種の スケジュールにつきまして確認をさせていただきたいと思います。
- ○議 長 新関保健福祉課長。
- ○保健福祉課長 今回コロナワクチンの追加接種ということで、3回目というようなこと

で実施することになっております。国のほうは、12月から接種を開始してくださいというようなことになっておりまして、現在村のほうでは集中的な接種体制は10月で一回終わりまして、その後まだ接種されていない方だとか新たに対象になる方ということで、毎週木曜日に週1回ということで接種体制取っております。その体制に併せて12月からは3回目も接種が同時にできるということで、基本的にこれからは1回目、2回目、3回目が混在するような形での接種になろうかなと思っております。

まず、日程なのですけれども、今現在は来年の1月までは毎週木曜日4時から4時半ということで、それぞれ予約を受け付けて接種をしております。年明けまして、一応今の予定なのですが、2月から6月については3回目接種の方が多数増えるというようなことになるものですから、こちらは毎週水曜日に1時半から4時半というようなことで接種体制を取ろうかと。7月以降は、また状況を見ながらということです。今回の追加接種は、来年の9月まで接種期間が設けられていますので、その期間の間は接種できる体制を取りたいということになります。

実際3回目の該当者なのですけれども、今回3回目は2回目を接種してから8か月以上の方ということになっているものですから、今時点では12月、1月の間は医療従事者ですとかが主になっております。更別村の今の村民の中では、12月、1月該当される方は20名か30名ぐらいでしたか、いるのですけれども、実質他町村で勤務されて、そちらで打っているような方が多いものですから、接種体制は取っているのですけれども、今時点では接種の見込みは今のところはゼロにはなっています。ですので、大々的に始まるのは、5月末で2回目が高齢者だとかが接種していますので、2月入ってからが多数の方の接種ということになろうと思います。今回は8か月たってからということになっていますので、その接種時期に合わせて随時接種券だとかを送って、接種できるようなことに考えております。

また、今回8か月ではなくて前倒ししたらどうかというような新聞だとかテレビでも報道されてはいるのですけれども、今現在ワクチンの供給の全体のスケジュールはあるのですけれども、具体的にいつ幾ら入るかというのが全く出てきていない状況の中では、なかなか前倒しで進めることもちょっと体制が取れないのかなということがあるものですから、今後まだ2月まで1か月以上ありますので、その状況によってはとは思うのですけれども、今のところはやはりそうはいっても急に接種という体制も取れないものですから、年末年始もかかってしまうというようなこともあるので、2月からというようなことで今のところ考えております。

また、1回目、2回目がファイザー社のワクチンを使っていたのですけれども、今回交差接種ということで違う会社のワクチン接種も問題はないというようなことを言われています。今回3回目接種に対するワクチンの供給がファイザー社と武田モデルナ社のワクチンが来るような想定を示されております。具体的にその量がどれぐらいかということもまだ分からないものですから、実際接種するに当たってはファイザー社か、武田モデルナ社

かのものになる可能性があるのかなということで、一応希望される方はとはなっているのですけれども、希望どおりのワクチンが入るかどうかもちょっと不明な点があるものですから、ここはまた時期を見て、詳細詰めながらご案内を皆さんにしていきたいなと思っております。

今回のワクチン接種の部分については、12月10日の行政区の配布物の中でチラシを入れて、住民の方にこのような概要で進めますよというようなことで周知をしたいと思っていますし、また全体的な決め事は決まっているのですけれども、細部の細かいところが随時変わることが多いものですから、こちらは申し訳ないのですけれども、村のホームページだとかで随時情報は更新させていただきたいなと思いますし、タイミングを見て全戸にチラシとかを配布できるのであればしたりだとかというようなことで、急激な対応でもできるような体制を取りながらワクチン接種を進めていきたいなということで、今回その追加分の補正ということで提案させていただいております。

以上です。

- ○議 長 6番、安村さん。
- ○6番安村議員 ページは19ページになります。児童福祉総務費の関係の19ページの下段 にあります19番の扶助費についての内容確認をさせていただきたいと思います。

今般子ども支援という形の中で、年内に5万円の現金給付という形で実施するというこ とで、この補正予算の中ではゼロ歳から18歳までの子どもということで、割り切りますと 448名分の予算措置を今回講じていただきました。これはこれで評価できるというか、年内 の部分での対応ということで評価できるのですけれども、これはもう1週間以上前から報 道機関等でもかなり指摘がありました。基本的には1人当たり10万円の給付ということで、 その内容の詳細が年内に現金5万円、そして年明けの3月末までにクーポン券等を利用し た中で5万円という形で、計10万円という国の方針がなされましたけれども、今現在の国 会でももめていますけれども、基本的には現金給付がどうなのか、まず1点目として総額 の金額が現金給付のほうがいいのではないかと。クーポン券になると、小さなまちだとか 商店街が少ないところについてはクーポン券が限定されると、使いづらいという部分も含 めていかがなものかという異論が出ているのも事実であります。年内に本来からいえば10 万円給付してもいいのでないかという意見も出ている実態もございます。特に今国の対応 としては、これは今日の紙面ではないのですけれども、地方自治体の実情に応じた形の現 金給付も可能としたいという答弁もいただいている中で、更別村の今後の対応という形の 中で国の基本原則としての対応で進めるのか、それともある程度審議した中でのまず現金 給付という中の押さえ方ができるのか。それと、今回はもう補正組んでしまいましたので、 年内に現金5万円という形でなっていますけれども、本来からいえば一括の支給も可能で はないかなというふうには思っているのですけれども、ちょっと回りくどい言い方ですけ れども、まず現金給付でできるのか、できないかという部分も含めてご回答いただければ と。分かる範疇でいいです。ご回答いただければと思います。

#### ○議 長 石川子育て応援課長。

○子育で応援課長 ご質問いただきました子育で世帯への臨時特別給付につきましてでございます。今回補正予算として上げさせていただきましたのは、そのうちの先行給付金という形で、国より既に現金としての5万円の支給をできるだけ迅速に速やかにということを受けての補正予算となってございます。今議員のほうでご質問のほうありました来年春頃のクーポン券の支給につきましてでございますが、こちらについては国よりまだ正式な通知のほうは来ていないところでございます。私も一部の自治体で10万円一括支給ですとか、既に現金による支給を表明しているというようなところも報道等で見聞きしているところではございますが、現在の私たちに入ってきている情報では原則クーポンでまず考えてほしいと。国からは、まずは実施要綱を見て自治体で判断してほしいというような内容プラス今回の先行給付金を一括して10万で出す場合は、残りの5万分については補助金の該当とはなりませんというような情報も入ってきているものでございますので、現時点の判断では先行給付金としまして5万円の現金ということで補正予算を上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

## ○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今ご回答いただきましたけれども、基本的に10万円の分についての一括というのは、自治体によって多少の差はあると思うのですけれども、交付金いただけないということになると村の直接財政に響くということもございますので、その点はちょっと考慮しながら進めていただければというふうには思っていますけれども、クーポン券の関係ですけれども、これ決まってはいないといいながら、ある程度国の方針は僕は示されていると思っているのです、今日でなくても。もう既に回答の中で、国会答弁の中で選択肢は自治体に任せるよという形になっているものですから、それはそれなりに自治体が判断できるのかなというふうに私も捉えております。

なぜこういう質問をするかというと、来年度に向けての予算措置もあるのでしょうけれども、基本的にクーポン券で来ると、それぞれの受ける自治体のクーポン券に関わる事務経費も含めた中でかなりの事務経費がかかってくると。これは、悪いですけれども、かなり給付のスムーズさと事務の煩雑化と経費がかかるという三重苦になるという部分の今指摘もございます。それらを含めて、十分それらを考慮した中で、クーポンではなく、どういう形であろうが現金給付という形で考えていただければなというふうに思っておりますけれども、その点の所見もいただきたいと思います。

# ○議 長 石川子育て応援課長。

○子育て応援課長 2回目のクーポン方式による国から示されております情報につきましては、現在IDによるクーポンですとか電子クーポン、そして紙によるクーポンなどが情報としては示されているところでございます。ただ、本村一村で電子的なクーポンの構築が可能となるのかどうか、そういった場合は利用できる事業者を公募制にすることも国か

らは示されておりますが、そういったようなシステムを構築してまで実施することが果たして現実的なのかどうなのかも含めまして、当然もう一つの選択肢で現金ということも入れていきながら、他町村の動向ですとか今後の国会ですとか国の動向を見ながら、総合的に検討してまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議 長 6番、安村さん。
- ○6番安村議員 確かに課長回答しづらい部分は正直言ってあると思うので、申し訳ないなとは思うのですけれども、それらを勘案して、総合的に勘案すると基本的にはスムーズに支払いできるような形ということを考えれば、ぜひとも来年の予算措置の中では現金給付という形の中で進めていただきたいと。あまり渋い顔しないでください。そういう検討を十分重ねながら実施していただきたいということでお願いしたいと思います。
- ○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんのご指摘ごもっともであります。それで、今子育て応援課長 回答しておりましたけれども、これについてはずっと打合せをしております。今おっしゃ った指摘のあるところで現金給付にしてどうなのだという話もありまして、国の動向とか、 大阪市がそういう形でするということで、ただそれについては国は後半部分についてはも しそれを現金支給すれば、国の補助金というのですか、それはなくなるよというような話 があって、それだとまた単独で計上しなければいけないということですけれども、また経 済効果とかクーポンの場合はいろいろあります。ただ、これにはマイナンバーカードとか、 要はデジタル化の関係があるわけです。だから、そこまで準備が進められているかどうか という問題もありますし、逆に言ったら商店街の皆さんに、中小企業の皆さんにかえって 迷惑をかけるというような話があります。現金はどうなのだろうねという話も検討しまし た。手続上は、今回の前半部分は12月30日に振り込みます。そのほうが現金のほうがおっ しゃるように速やかに、諸手続とかクーポンの発券とか考えると本当は振込のほうが非常 にスムーズにできますけれども、その部分ちょっと今国の動向が二転三転しておりますの で、その状況を踏まえながら、とにかく迅速にそういうものを手当を支給するというよう なことと、村内での経済循環というのですか、そういうものも加味しながら、ちょっと抽 象的な言い方で申し訳ないのですけれども、総合的に判断をさせていただいて、速やかに 対応したいと。とにかく速やかにスピーディーにやるということで、それについては一致 しておりますので、安村議員さんのご指摘のとおり、取り組んでまいりたいというふうに 思います。

以上であります。

- ○議 長 6番、安村さん。
- ○6番安村議員 ご回答ありがとうございます。あくまでも我々国民として、特にこういう小さなまちの小さな自治体という部分から考えると、これ担保取れているというのが自治体の裁量権ある程度しんしゃくしますよというもう既に回答を内閣総理大臣がしている

ものですから、それについては本当に村長今言っていただいたように使い勝手だとか迅速性だとかいうものを考えれば、こういう田舎といいますか、失礼な言い方ですけれども、やっぱり現金給付が最良の方策でないかと思っていますので、その点を中心にした運動展開といいますか、展開をしていただきたいということで改めてお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

### ○議 長 西山村長。

○村 長 ただいまお話ありましたように、おっしゃるとおりしっかり検討して実施を していきたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 今日緊急で村長のほうから挨拶あったように立木ちょっと確認したいのですけれども、倒木、それでこれちょうど具合よく15ページですか、立木調査、それで勉強不足で申し訳ないのですけれども、僕道有林と村有林の面積と地図とか勉強不足で知らないのです。もし出していただけるのであれば、後ほどでもいいのですけれども、村のそれ必要とします。

それと、非常に気になっていることがあるので、この際質問させていただきますけれども、平成28年に3回台風起きて、ご承知ですけれども、あのときの倒木、私そばにあるから承知しているのです。処理していないのです。処理というか、倒れたまんま寝ているのです。それ村の財産だとしたら、もう恐らく立木では売れないのでしょうけれども、それで今回でしょう、今回というのは12月の1日、それにダブルで財産が倒れたと。その辺どの辺まで係のほうで承知しているのか。今日400本と言ったけれども、そんなの恐らく無理な話で、どうやって数えたのかも承知していないですけれども、村長の挨拶ですから信用はしますけれども、僕そんなもので済んでいないのでないかと思うのだ。特に今回葉っぱのついているアオキなんかがめちゃ倒れましたから、落葉種よりも。係分かる範囲で結構ですけれども、ちょっと無理な注文かな。

#### ○議 長 髙橋産業課長。

○産業課長 今回の12月1日の暴風による村有林の被害木等の被害状況についてのお話なのですけれども、先ほども村長冒頭のご挨拶のほうで申し上げましたけれども、1日の日に暴風がありまして、2日の日早朝から職員で8班体制をしいて、村内の道路関係をまず見ているところです。その巡回後、道路への風倒木等の処理を行いながら、その後、午後になりますが、村有林の倒木状況、特に畑に対しての倒木状況を調査しているところでございます。その中で、まず調査をした中で、大体概算なのですけれども、その時点では一応200本程度の畑への倒れ込みを確認したところです。その後、昨日、一昨日と畑に倒れている部分について人海により処分というか、整理をしてきているところで、その中でまた具体に詳細に調査をしたところ400本以上の立木というのを確認しているところでございます。

ただ、議員がおっしゃるように、林帯の中も含めますと当然それ以上の本数になるとい

うところでございます。あくまでも今緊急的に畑に入っている部分について整理をする関係上調査をしたことでございまして、400本超えというふうな数になっているところでございます。昨日、一昨日の整理で100本以上、あと2日の日の際にも一部整理をしておりますので、150本ほどは整理をしているのですが、まだ300本以上の倒木が残っている状況でございます。先ほどご承認いただいた災害復旧費のほうを用いまして、今後は業者の協力も得て、年内に畑に入り込んでいる分については整理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、林帯内における倒木等におきましては、今後振興局等と協議をしながら災害復旧等、そういったものの事業等の利用などを考えつつ対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議 長 平成28年のその倒木の部分の関係は、村のものなのか、個人の部分で片づけていないのか、その辺もし分かれば。
- ○産業課長 答弁調整させていただいていいですか。
- ○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休憩 午後 2時40分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。髙橋産業課長。

○産業課長 どうもすみませんでした。先ほどの件に関してですが、平成28年の台風被害の際の倒木等の処理についてなのですが、当時倒木の処理について振興局等とも協議をして進めていたところもあるのですが、振興局での対応が難しいという部分も判明したことから、村のほうで行うということになりまして、事業が投入できる部分については間伐事業なども投入して併せてやるところなのですが、間伐の時期に達していないような部分については村で3か年かけて単費で整理をしたところでございます。その中で、材になるものについては村で3か年かけて単費で整理をしたところでございます。その中で、材になるものについては搬出、倒木状況によって材にならないものについては林帯内での処理というふうな形を取っているところでございまして、今に至っているところでございます。また、かかり木等についてもある程度傾いているものについては処理もしますし、まだ間伐でも入ればそういうのは処理するのですけれども、数年たっているということもございまして、緩い傾斜部分のやつが積雪だとかそういった部分でまたちょっと角度が急になってきた部分もあったのかなというふうに思っております。また、今回の暴風によって被害も出ておりますので、今後そういった部分についてもまた整理をして、対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

- ○議 長 4番、松橋さん。
- ○4番松橋議員 そのとおりだと思うのですけれども、勉強不足で申し訳ないのだけれども、例えば私のところの保安林は自分自身が村有なのか、道有なのか、国ではないのは間違っていない。保安林と書いてある。それは、課長さんが今答弁したように言うけれども、28年から一つも手ついていません。倒れたまんま返っている。それに今回また倒れました。だから、恐らく予算がないから、今振興局が手つけないと言いましたけれども、だから今回のことで、お話なのですけれども、森林も大事にして、マスコミばかりでなくて、やっぱり僕ら農家にも責任があったと思うのです、耕地大きくすることばかり考えて。この風で車庫飛んだ、牛舎の屋根傷んだとかと、当然それ分かっていたのだけれども、今のこの大農地にするためにきれいな耕地にするばかり、伐採というか、抜いて畑にしていったのは事実です。でも、この際行政も指導をして、やっぱり林は大切だと、災害が起きたときに。その考えを新たにするような気持ちで、それで村有地の村有林もきれいに育てていくというか、守っていくというのが将来に対するお仕事だと僕は思うのです。倒れたから処理しますよと。だけれども、現実にはできていないのです。だから、そういうことを含めて再考をお願いしたいと思っております。

以上です。

- ○議 長 髙橋産業課長。
- ○産業課長 ご指摘いただきまして、保安林についてはそういう防風効果等を大切にして 今後とも管理していくところですし、先ほど議員も言われましたけれども、保安林という ふうになっておりますけれども、基本的には村有林でございます。村有林が保安林指定を 受けているというふうな形になりますので、今ご指摘いただいたような部分についても今 後の事業を進めていく際に対応ができる部分については対応をしてまいりたいというふう に考えております。

以上でございます。

- ○議 長 松橋議員、1回目の質疑のときに資料の関係言っていましたけれども。 4番、松橋さん。
- ○4番松橋議員 もし出せるのであれば、後ほどでもいいですから、道有林なのか、国有林なのか、村有林か分かっていないのが現実なのです、自分自身。皆さんも必要であれば皆さんにも、図面出していただければ分かると思うので、よろしくお願いしたい。
- ○議 長 保安林は全てにおいて村有林ということで間違いないのですか。そういう見解でよろしいということですね。
- ○産業課長 保安林は村有林、それはいいです。
- ○議長ということだそうです。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 もし出していただけるのなら、その地図ですか、面積も含めて書いてあるでしょうから、それは要求します。

- ○議 長 髙橋産業課長。
- ○産業課長 図面とその面積との情報があればよろしいですね。対応は可能ですので。
- ○議 長 そしたら、よろしくお願いいたします。

5番、太田さん。

○5番太田議員 20ページ、款3民生費、目2老人福祉センター費の説明欄(1)、老人保健福祉センター維持管理経費の修繕費12万8,000円のことなのですけれども、ここの内容について、僕先ほど聞き逃したのか分からないですけれども、補足説明いただきたいのが1点と、あとここの施設において温泉の利用に関しては村内、村外からもたくさんの方が利用していただけていると思っているのですけれども、そういった中で施設の中の壊れているだとか、備品としてになるのかもしれないのですけれども、備品として壊れている、修繕できるものとして壊れているものというものが何かあるというふうに村民の方からもご指摘を私いただいたのですけれども、その辺の修繕、備品の更新の考えと今回のこの修繕に対するものどんなものが出たのかということを補足で説明いただければと思います。

#### ○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 まず、今回の補正についてなのですけれども、こちらの修繕費は温泉のところにある券売機、その券売機に対して、今回新五百円玉ということで、五百円玉の硬貨が変わったものですから、そちらに対応するための修繕というようなことで補正を修繕としてさせてもらっております。

また、2点目の質問で施設の備品類の破損状態というようなことで、ちょっと今すぐ手元で分からないのですけれども、物によって当然壊れているものは随時直しますし、通常の備品修繕の中で対応しておりますし、恐らく施設、水回りがどうしても水漏れしたりだとか、そういうものが多々報告は出ていますので、随時それは対応をしていくということでやっておりますが、恐らく修繕するタイミングだとかで、それが毎日来られている方からするとすぐ直っていないだとかということがあるのかなと思うのですけれども、こちらも随時現状を把握しながら、利用者が気持ちよく利用できるような形で修繕はしたいと思っております。大がかりなものについては、また別途ご相談しながらやるのですけれども、日常の部分について随時やりますので、逆にご指摘いただいて、どんどん修繕はさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

#### ○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 ありがとうございます。そのように対応していただければいいと思います。私この情報を仕入れたのがたまたま昨日だったことで、私も現地に行って確認はしていないのですけれども、他村の利用している方からも何かそういったことで更別村そんなところも直せないのかなんていうこともちょっと言われてしまったなんていうことをお聞きしたものですから、その点改めて点検していただいて、修繕が必要なところ、備品の更新が必要なところ改修していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

### ○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 先ほどのとおり、当然施設管理している以上やはり見苦しいものはよく ないものですので、しっかりと管理していきたいと思っております。よろしくお願いしま す。

- ○議 長 7番、織田さん。
- ○7番織田議員 8ページの収入の部門で農林水産使用料の中で入牧料金ですか、これ随 分落ち込んでいるのです。700万ぐらいの予算で、補正が200万という形で、約3分の1の 収入がなっていないということと、昨年はこれ814万あったと思うのです。なぜこんなふう に落ち込んでいるのかという内容を説明をお願いいたします。
- ○議 長 髙橋産業課長。
- ○産業課長 農林水産使用料ということで、畜産使用料の牧場入牧使用料の関係でございますが、今回208万2,000円の減額というふうな形で提案をさせていただいているところです。当初こちらのほう198頭の入牧頭数ということで計画をしていたところでございます。ただ、実際のところ入った牛が167頭にとどまりまして、そういった関係で今回減額補正になっているところでございます。その前の年も計画値では、ちょっと今数字は持ち合わせておりませんが、計画値の中で予算を見ていたところなのですけれども、結果的に実際の入牧頭数というのが予定どおりにいかない。また、入牧しましても出産等のために早期に牧場から退牧されるとなると日数等も減になりますので、そういったところもございましてこういう減額になっているところでございます。

以上です。

- ○議 長 7番、織田さん。
- ○7番織田議員 これ先の問題になるかもしれないのですけれども、このまま入牧頭数が減っていくと、そもそも牧場の存続自体が問題となると思うので、できればいろんなパターンを考えて、入牧頭数を増やすように考えていくことも必要でないかと思います。
- ○議 長 髙橋産業課長。
- ○産業課長 確かに村営牧場の運営について、今ご指摘のあったように、このような入牧 頭数、使用料であるとなると、また費用のほうの関係もございます。そういった部分で今 後この運営の在り方についていろいろと検討を進めていかなければならないと思っており ますし、ただ一朝一夕にというわけにはいきませんので、今後関係機関等とも協議をして 考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

- ○議 長 6番、安村さん。
- ○6番安村議員 申し訳ありません、再三再四。13ページの総務費の中の一般管理費の中 で確認をさせていただきたいと思います。
- (1)番の職員の人件費等でご説明いただきました本年度建築士の採用目的ということで予算計上したがという話をされて、見送ったというご説明がございました。これは、あくまでも私ども村として必要不可欠な人材育成という形の特に特殊的な建築士というある

程度資格を持った中の人を採用したいという部分の計画だったと思いますけれども、それに対して今年も12月終わってしまうという形で、ほぼ事業年度としては見えてきている中で影響がまず出なかったのか。それに対する計画に対して実施できなかったということで、人が採用できなかったということで影響が出なかったのか、まず1点。

それと、来年度に向けての補充だとか、そういう必要性について、村としてこれは絶対 必要不可欠だということで採用の計画を立てたはずですので、その点の押さえ方について のご説明をお願いしたいと思います。

### ○議 長 末田総務課長。

○総務課長 建築士の採用につきましては、職員の退職に伴いまして、その職員の補充を一般行政職ではなくて建築士で補充するという方針の下、採用に向けて取り組んできたのですけれども、建築士を採用するというのは管内の市町村でもなかなか確保が難しくて、今年度も年度の途中でも採用できればということで募集をしてまいりましたけれども、なかなか採用に至りませんでした。ただ、来年の4月1日の採用に向けて今進んでおりますので、それは採用に向けて今進んでいるということでご理解いただければと思います。

建築士の業務ですけれども、建築士が欠員になっているわけではないので、現状は業務の体制は変わっておりませんので、ただ将来的な建築士、技術職の職員の確保ということで今取り進めておりますので、業務に支障があるということではありませんので、ご説明とさせていただきます。

以上でございます。

### ○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 村の考え方について今説明をいただきましたけれども、ちょっと理解と いうか、ある程度の将来的な構想という部分では説明受けた中での理解はできますけれど も、基本的に今年退職に伴う補充の人員としての一環として、できれば将来的な構想も含 めて建築士の資格を持っている人という形の今説明だというふうに私は理解したのですけ れども、それはそれとして構わないと思うのですけれども、ただ特定してしまうと、補充 という部分で本当に今説明していただいた中で退職に伴って補充するという形であれば、 それはそれで理解できるのですけれども、あえて建築士という固定した部分での捉え方が どうなのかなと。今建築士はいるけれども、将来的な構想である程度育てるという部分も 含めて必要だという説明だったのですけれども、それはそれとして将来的に今、申し訳な いですけれども、村としては公営住宅の建築も中止とは言わないけれども、できない状態 で、民間の活用をある程度利活用していくという部分も考えれば、それぞれに特殊的な技 術支援というのが必要な場面は出てくるのですけれども、あえてその部分で建築士という 中での押さえ方はどうなのかなと。必要なのは分かります。必要だという考え方は分かり ますけれども、更別村にとって将来的に絶対的に必要な資格での採用なのかという部分ち ょっと分かりにくい部分ありますので、もし本当の思惑というよりも将来的な構想だけで なくて村で今やろうとしている中で必要だというのであれば、私どもとしては理解できる

かなと思うのですけれども、その点しつこいようですけれども、少し分かるような説明していただければと思います。お願いします。

### ○議 長 末田総務課長。

○総務課長 今回建築士採用するのは、将来的な村の組織の職員の構成のためということがあくまでも理由でございます。今現在建築業務に携わっている職員も年齢を重ねていきますので、その職員がこのままずっと建築業務に携わっていくことが組織としてはどうなのかも考えていかなければなりません。その職員は、別なところで業務をしなければならない可能性も出てきますので、そういったことで資格を持った職員を複数採用する必要があるということで今回建築士の採用を計画したところでございます。

以上でございます。

### ○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 25ページの款7商工費、目2商工業振興費の説明欄1、新型コロナウイルス感染症対策事業、執行残の492万9,000円なのですけれども、更別においてもコロナウイルス感染者の状況は今はないと言うことで、でも国内においては新たにオミクロン株が出てきたりだとか、そういったことでこれからの情勢まだまだ分からないところはあるということを前提に置きながら、今回このような執行残が出て、その中でも大きく売上げが減少しているところがあれば、小さな減少でとどまっているところ、売上げが伸びているところもいろいろあると思うのですけれども、このような形で執行残が出て、今後収入において大きく幅が出たところについてどのような考えがあるのかということと、このような形の給付の在り方というものの今後の考え方についてご説明いただければと思います。

#### ○議 長 髙橋産業課長。

○産業課長 今回のこの中小企業経営持続化臨時給付金ということで事業を実施させていただきまして、実績としまして17件の申請で終わったところでございます。17件の申請、757万1,000円の給付をしたところでございます。ですので、残額の492万9,000円を今回減額補正するものでございます。

今議員のほうからお話がありました今後の考え方という部分については、現時点においてはコロナウイルスというか、状況も安定しているということから、現時点においては特段何をという部分はないのですけれども、あくまでも前回もその前もそうではありますけれども、それぞれ状況に応じた対応を取っていくというふうな形になろうかなというふうに考えているところでございます。ですので、今現時点では何をどうこうという部分はないのですけれども、今後の動向等に応じて、また関係団体とかとの調整によって必要に応じた対策を考えていくことになるのかなというふうに考えているところでございます。以上です。

# ○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今後やはりその支援の在り方について検討しなければいけないのかなと 私自身ちょっと感じるところがあります。大きく収入が落ちていったところへのまずは支 援金、交付金に対しての在り方をまた改めて検討することと、今後これからまた新たに事業者の背中を後押しするという形で利子補給をするだとか、そういった事業者がお金をかけてすることに対しての後押しということも市街地、村の商店街などの発展に対しても必要なことだと思いますので、ぜひその辺を前向きに検討して、更別の市街地活性化につなげていっていただければと思っております。

### ○議 長 西山村長。

○村 長 今太田議員さんお話ししたことで、今回たまたま申請の件数がこういう件数であったということですけれども、決して私としては全面的に好転しているというふうには認識としては思っておりません。まだまだ厳しい状況が続いておりますし、商工会から出された暴風被害、金額にすると、損害額出してもらいましたけれども、2,000万ぐらいあります。車庫とか倉庫とかいろんなものありますし、その部分を農業者の皆さんとか一般住民の皆さんとか含めて考えていかなければいけない問題だというふうに思っています。過日商工会の役員さん見えられて、今太田議員さんお話あったことについても申入れいただきました。今後ともコロナ禍における経済回復というか、営業の継続についての何らかの支援策等をいろんな状況に応じて考えてほしいということで、それについてはしっかり行政として対応していくというふうに返事をさせていただいておりますので、いろいろな動向等を見ながら、またそういう施策を打っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第94号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第9号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第95号

○議 長 日程第16、議案第95号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第95号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の 件であります。

第1条として、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,849万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,723万2,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,585万8,000円とするものであります。

初めに、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。 9ページをお開きいただきたいと 思います。款 2保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 療養給付費は、1,300万円を追加し、補正 後の予算額 2 億6,500万円とするもので、説明欄、一般被保険者療養給付費は給付見込額の 増によるものであります。

目 2 療養費は、12万円を追加し、補正後の予算額を180万円とするものであります。説明欄にまいりまして、一般被保険者療養費は給付見込額の増によるものであります。

項2目1高額療養費は、720万円を追加し、補正後の額を3,360万円とするもので、説明欄にまいりまして一般被保険者高額療養費は給付見込額のこれも増によるものであります。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は、168万円を減額し、補正後の予算額を336万円とするものでありまして、実績見込みによる減額であります。

続いて、10ページにまいります。目2支払手数料は、1,000円を減額し、補正後の額を2,000円とするものでありまして、実績見込みによる減額であります。

項5葬祭諸費、目1葬祭費は、15万円を減額し、補正後の額を15万円とするものでありまして、これも実績見込みによる減額であります。

款3国民健康保険事業費納付金は、財源振替となっております。

続きまして、11ページにまいります。款6保健事業費、目1保健衛生普及費は、9,000円を追加し、補正後の額を88万3,000円とするもので、説明欄にまいりまして郵便料の増額によるものであります。

続いて、歳入のほうにまいります。 7ページをお開きください。款3国庫支出金、項1 国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備補助金9,000 円の追加でありまして、歳出の款6保健事業費に対する補助金であります。

款4道支出金、項1道負担金、目1保険給付費等交付金は、1,848万9,000円を追加し、補正後の予算額を3億5,849万3,000円とするものであります。説明欄、普通交付税の増額は、保険給付等の増額によるものでございます。

続いて、款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、139万7,000円を減額 し、補正後の予算額を2,696万2,000円とするものでありまして、保険基盤安定繰入金、出 産育児一時金等繰入金の減額によるものであります。

続いて、8ページにまいります。項2目1基金繰入金は、139万7,000円を追加し、補正後の予算額を309万円とするものでありまして、財源調整のために繰入れするものでありま

す。

続きまして、診療施設勘定の歳出を説明いたします。15ページをお開きください。款1総務費は、45万6,000円を増額し、補正後の予算額を2億5,523万4,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄にまいりまして(1)、総務一般事務経費、節1報酬で213万9,000円の減、節3職員手当等83万8,000円の減は、看護補助員に欠員が生じておりますけれども、補充に至っておらず、未執行分を減額するものであります。説明欄(2)、診療施設維持管理経費、節10燃料費196万8,000円は、重油単価上昇に伴う増額であります。説明欄(3)、フルタイム会計年度任用職員給与等、節2給料は、令和4年1月から勤務する看護師を募集しており、76万1,000円の増額であります。現在診療所においては、看護補助員に欠員が生じており、募集をしておりますが、応募が不足している状況であります。フルタイム会計年度任用職員の看護師を採用し、診療所の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。節3職員手当等70万4,000円は、時間外勤務の増加等による手当の増額であります。

続きまして、歳入にまいります。14ページをお開きください。款3国庫支出金は、1,533万2,000円を増額し、補正後の予算額を2,094万2,000円とするものであります。

項1国庫補助金、目2医療・感染拡大防止等支援事業補助金、説明欄にまいりまして新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、診療所におけるワクチンの接種の実績に対し交付されるものでありまして、1,413万2円の増額であります。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金は、コロナ禍における診療体制確保等に要する費用に対する補助金でありまして、120万円の増額であります。

続きまして、款 5 繰入金は、1,487万6,000円を減額し、補正後の予算額を 1 億954万2,000 とするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、説明欄にまいりまして一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均等を保つようにそれぞれ額を調整しているところであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

(何事か声あり)

- ○議 長 西山村長。
- ○村 長 14ページのところの款3のところで国庫支出金、項1のところで新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、診療所におけるワクチン接種の実績に対し交付されるものということで、1,413万2円の増額と申し上げましたが、正確には1,413万2,000円であります。大変申し訳ありませんでした。修正させていただきます。

以上です。

○議 長 質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 すみません。診療施設勘定の関係で少し確認をさせてください。

15ページの関係で、総務一般事務経費の関係で看護補助員の関係のご説明がございまし た。本当に村として苦労しているというのは重々分かりつつ、なおかつ質問しなければな らないというつらさもご理解いただきたいと思います。これはなぜかといいますと、確か に毎回毎回村のホームページでも募集かけているという形の中で、大変担当者も含めてご 苦労いただいていると思うのですけれども、これは何とか知恵を絞りながら改善対策図っ ていかなければ、申し訳ないけれども、直結しているのがやっぱり入院患者の関係も含め てという包括的な課題になってきますので、その点十分それらの対策も含めて改善してい かなければならないなというふうに私自身強く思っています。せっかく病床が十何病床あ る中で、今実質的には多分、私最終確認していませんけれども、半分以下の利用率になっ ていると思います。これは、やっぱり看護補助員がいらっしゃらない。入院してもご家族 がいれば夜の対応も含めてついてくれと、夜中も含めてついてくれという指導も入ってい て、なおかつ今回悪いことにコロナ対策も含めてということで面会はできないと言いつつ も、それらを総合すると入院患者を入れれない。だけれども、病院の先生だけは潤沢に4 人、村長が自慢するように満度にお医者さんだけはいると。だけれども、入院患者がなか なか増えないと。なおかつ入院したくても、はっきり言いまして今の状況だと入院できる ような状況にならないということで、他の病院に行かなければならないという実態も正直 言ってあります。それらを解決すべく、これも何年もの課題になっていますので、お互い に批判するのでなくて、何とかいい方法を考えていかないと、基本的には高齢者入院した くても更別に入院できない。やむなく帯広の病院に行かなければならないという実態も本 当にありますので、その点十分考慮しながら、知恵を絞りながら、何とか円滑な入院がで きるような形も含めて検討いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。大変回 答しづらい部分あるかもしれませんけれども、よろしくお願いしたいというふうに思いま す。

# ○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 現在そのとおり看護補助員欠員生じておりまして、なかなか病棟の運営が計画どおりにできていないという実態がございます。そこで、安村議員さんのほうからも努力はしているものと思うけれどもというところでご理解いただいていますけれども、ホームページやかわら版、あるいは中札内地区、忠類地区、大樹地区に新聞折り込みのチラシを入れるなどして募集をしてきているところですが、なかなか補助員としての応募が不足している状況にございます。今回そういったこともございまして、看護補助員さんについてはパートタイムということになるのですが、今回フルタイムの看護師ということで1名採用させていただいて、何とか病棟を含めた、外来も含めてもちろんですけれども、円滑な運営を本来あるべき体制をなるべく早くといいますか、整えてまいりたいと思っております。

今後についてもこれでパートの看護師を採用できたとしても補助員が充足するということではございませんので、この後もどういう方法が効果的なのかということも考えながら、補充に努めてまいりたいと、円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。 以上です。

## ○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 本当に大変な思いをしながら事務長も頑張っていただいているので、何 とも言えない部分はあるのですけれども、このままだと、外来だとかそういう部分での実 績は十分決算の中でも外来患者の増だとかそういうものは分かるのですけれども、更別も 高齢化になってきて、近間で入院できれば一番ベストだという部分もはっきり言ってある と思うのです。それらを含めて対策を講じていかなければならない。ある意味では大変お 金のかかる話になるかもしれないけれども、フルタイムあるいはパートタイムという形の 中のそういう募集方法がネックになるのであれば、違う方法もある程度考えていかなけれ ば駄目でないかなというふうに思っているわけです。これは、看護補助だけでなくて、他 所の部署の採用も含めての話になるのですけれども、そういう一考察も加味しながら進め る必要があるのでないかなと思います。ただフルタイムだ、パートタイムだといっても、 それなりの年収にしかならないという部分正直言ってあります。夜勤もあります。いろん な部分あります。それらを含めると、いろんな部分で改善をしていかなければならない部 分だって絶対出てくると思うので、それを総合的に判断しながら進めていただかないと病 床がもったいないです、はっきり言いまして。ほとんどの病床が埋まらないというような 状況の中で、先生だけは本当にいます。診てくれます、先生も。だけれども、それをお世 話する人たちがいないという形になれば、緊急避難的には受け入れてくれるけれども、潜 在的に入院の必要な人が入れないという、そういう部分は回避していただきたいし、回避 していくべきだというふうに思っていますので、それらも含めて深く理解を求めながら、 違う方法論も含めてご検討いただきたいというふうに思っています。よろしくお願いしま す。

# ○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんのご指摘のとおり、医療体制で道内に誇るような常勤のお医者さんがいて、24時間の訪問診療とか看護等進んでいるということは間違いないのですけれども、ご指摘のとおり、そこの看護補助員の部分で今まで不足がしたということで、これは本当に山田ドクターからも、所長からもお話ありますけれども、入院を見送っているというような、村長、状況もあるのだよと。だから、これでは村の医療体制をせっかく構築してきたのに、そこのところがやっぱりしっかりやらないと駄目だよねというような話を伺っています。医療学センターも含めて、今事務長が話をしましたけれども、ありとあらゆる手段は取っているのですけれども、事解決をしないということについては、これは行政としての責任であるというふうに思っています。しっかりその部分について、せっかくの病床体制があるわけですから、その部分はしっかり確保できて、人員を確保して、勤務

形態等も含めて、夜勤等もありますので、非常に難しいところもあるのですけれども、やっぱり視点は村内の患者さん、入院を必要としている患者さんのことを第一に考えるという視点に立てば早急に、決して手をこまねいているわけではありませんけれども、まだまだ打つ手が足りないというふうに反省をしまして、ご指摘のとおり、しっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上であります。

○議長ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第95号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 議案第96号

○議 長 日程第17、議案第96号 令和3年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正 予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第96号 令和3年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ439万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,647万1,000円とするものであります。

初めに、歳出のほうからご説明を申し上げたいというふうに思います。6ページをお開きいただきたいと思います。款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、ほ1後期高齢者医療広域連合納付金は、439万5,000円を減額し、補正後の予算額を5,649万7,000円とするものであります。その内容は、保険基盤安定負担金、事務費負担金の減及び前年度繰越金の増によるものであります。説明欄を御覧いただきたいというふうに思います。

次に、歳入にまいります。5ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1

項1後期高齢者医療保険料は、404万8,000円を減額し、補正後の額を4,252万円とするものであります。

目1特別徴収保険料は、実績により32万2,000円の減、目2普通徴収保険料も実績により372万6,000円の減であります。

続いて、款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、41万6,000円を減額し、補正後の予算額を1,362万8,000円とするものであります。説明欄にまいりまして、保険基盤安定繰入金は広域連合からの確定数値によるものでありまして12万8,000円の減、その他一般会計繰入金は令和 2 年度広域連合事務費負担金の精算が確定したことにより28万8,000円を減額するものであります。

款3繰越金でありますけれども、項1目1繰越金は、前年度繰越金の確定により6万9,000円を追加し、補正後の額を7万円にするものであります。

以上、ご提案を申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

(何事か声あり)

- ○議 長 西山村長。
- ○村 長 またまたすみません。大変申し訳ありません。言い間違いがあったようで、 歳出のところの6ページのところの款2の後期高齢者医療広域連合納付金のところで、補 正後の額を5,549万7,000円とするのを先ほど5,649万と、100万円誤差でありました。大変 申し訳ありませんが、度々申し訳ありません。修正をよろしくお願いします。
- ○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第96号 令和3年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第97号

○議 長 日程第18、議案第97号 令和3年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第97号 令和3年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の 件であります。

第1条としまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,509万4,000円とするものであります。

それでは、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。 6 ページをお開きいただきたいというふうに思います。款 2 保険給付費、項 1 目 1 介護サービス等諸費は、140 万を追加し、補正後の額を 2 億6, 255 万6, 000 円とするもので、説明欄にまいりまして法定居宅サービス給付費で375 万8, 000 円の増、法定施設サービス給付費で235 万8, 000 円の減となるものであります。それぞれ給付見込額による補正となります。

項2介護予防サービス等諸費は、20万円を追加し、補正後の額を2,231万円とするもので、 説明欄にまいりまして介護予防福祉用具購入給付費の給付見込み増によるものであります。

続きまして、款3地域支援事業費、項1目1介護予防・生活支援サービス事業費は、160万円を減額し、補正後の予算額を1,084万1,000円とするものであります。これも給付見込みの減によるものであります。

続きまして、7ページにまいります。7ページ、目2一般介護予防事業費は、6万7,000円を追加し、補正後の額を483万8,000円とするものでありまして、一般介護予防事業利用者の増によるものであります。

続いて、歳入にまいります。5ページをお開きください。款7繰入金、項1一般会計繰入金、目5その他一般会計繰入金は、6万7,000円を追加し、補正後の予算額を699万2,000円とするものであります。一般介護予防事業費の増額により増額するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第97号 令和3年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月10日から12月13日までの4日間休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、12月10日から12月13日までの4日間休会することに決定しました。

# ◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これをもって散会いたします。

(午後 3時35分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 3年12月 9日

更別村議会議長

同 議員

同 議員